

**「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限
及び発信者情報の開示に関する法律施行規則案」
に対する意見募集結果**

2022年5月27日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則案」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2022年3月16日(水)~2022年4月14日(木)

○ 意見提出数:30件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	株式会社 NTTドコモ	6	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
2	一般社団法人テレコムサービス協会	7	KDDI 株式会社
3	ソフトバンク株式会社	8	ヤフー株式会社
4	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	9	弁護士(8件)
5	日本ネットワークイネイブラー株式会社	10	個人(14件)

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則案」 に対する意見及びこれに対する考え方

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

1. 施行規則案全体について	
意見 1 ログイン時情報等が開示対象に追加されたこと及び新たな裁判手続について実務状況を踏まえた具体的な検討・制度設計がなされたことに賛同。	考え方 1
<p>ログイン時情報等を発信者情報として開示することについて法律施行規則案において整理がなされたことおよび新たな裁判手続が創設され発信者情報の開示に関して迅速・適切・効果的に事案を解決する手法として、実務状況を踏まえた具体的な検討・制度設計がなされたことに当社として賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
2. 施行規則案第1条	
意見 2 根拠規定がないならば規定するべきではない。	考え方 2
<p>規則第1条に関し、 質問 この条文に関し省令制定文に根拠規定が書いていない。これを定める法律上の根拠は何か、網羅的に答えて下さい。 意見 この条文の根拠規定がないならば規定すべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行規則第1条は用語の定義を定めるものであり、法律による委任の範囲内であると考えます。</p>
3. 施行規則案第2条	
意見 3-1 発信者の所属する組織の PC からログインをして投稿がなされたケースで、「侵害関連通信」をもとに当該組織の名称の開示を受けることができるか。	考え方 3-1
<p>■ 2条1号 例えば、発信者の所属する組織の PC からログインをし投稿がなされたケースで、「侵害関連通信」をもとに当該組織の名称の開示を受ける場合、当該 PC を利用して侵害投稿がなされたかが不明である場合には、省令案では当該組織の名称が開示されるのか不明瞭であるが、開示されることになるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご質問のケースにおいては、開示要件を満たせば組織の名称が開示されることとなります。</p> <p>開示対象となる発信者情報の範囲を明確化するため、本施行規則案第2条第1号から第4号及び第14号における「発信者その他侵害情報の送信に係る者」を「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」とさせていただきます。</p>

<p>意見 3-2 「送信に係る者」の意味が曖昧。</p>	<p>考え方 3-2</p>
<p>規則第 2 条に関し、 質問 「送信に係る者」とは如何なる意味か、網羅的に答えて下さい。 意見 「送信に係る者」は曖昧だから、具体的に記載するか、具体的に記載できないならば規定すべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「その他侵害情報の送信に係る者」については、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（以下、「現行省令」といいます。）と同様の規定となっています。</p> <p>なお、「その他侵害情報の送信に係る者」としては、例えば、発信者が自己の所属する企業、大学の通信端末を用いて侵害情報を発信した場合における当該企業、大学等が想定されます。</p>
<p>意見 3-3 条 3 号、第 4 号の「その他侵害情報の送信に係る者」の追加は好ましい。</p>	<p>考え方 3-3</p>
<p>これまで発信者に限定されていたことで、AP 契約者が発信者ではないと自認するケースや、ログイン型投稿等において発信者か明らかとは分からないケース等で開示対象たり得るかどうかという論点が生じていた。しかし、追加がされたことで無用な論点が減ることになり、好ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 3-4 第 3 号と第 12 号の適用関係の明確化が必要。</p>	<p>考え方 3-4</p>
<p>省令案（以下略）第 2 条 3 号および第 2 条 12 号は、ともに電話番号について定めているところ、第 2 条 3 号において、「発信者その他侵害情報の送信に係る者の電話番号（第十二号に掲げる情報を除く。）」との記載があり、第 2 条 12 号が除外されていることから、両者が重なりうる場合について確認させていただきたい。また、可能であれば、ガイドラインなどで具体例を示しながら解説いただきたい。</p> <p>コンテンツプロバイダによっては、サービスの仕様として、SMS 認証に利用された電話番号については、自動的に（あるいはユーザーの求めに応じて）ユーザー情報として登録される場合がある。このような第 2 条 12 号に定める SMS 認証に用いられた電話番号が同時に登録情報に用いられているケースにおいて、請求者より第 2 条 3 号についての開示を求められた場合、プロバイダは請求通りに 3 号の要件該当性判断をすれば足りるか。</p>	<p>契約者情報として登録されている電話番号は、本施行規則第 2 条第 3 号により開示対象となると考えられます。この中には、ご指摘のように SMS 認証において用いられた電話番号と同一の番号であるものも含まれると考えられます。また、侵害関連通信に係る SMS 認証の通信記録に含まれる電話番号は、本施行規則第 2 条第 12 号により開示対象となると考</p>

<p>この点、第2条12号の「専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号」は、第4条において特定発信者情報として、プロバイダ責任制限法第5条1項3号に定める加重された要件を満たす場合に限り、開示請求が可能となることや、第2条3号において第2条12号が明確に除外されている点を考慮すると、請求者より第2条3号についての開示を求められた場合、プロバイダは第2条3号で除外される場合に当たるとして、特定発信者情報の開示請求があったとして判断するのが良いか、ご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>えられます。</p> <p>このように契約者情報として登録されている電話番号がSMS認証において用いられた電話番号と同一の番号である場合にも、当該電話番号を第3号の情報として開示可能であることを明確にするため、本施行規則案第2条第3号の「<u>(第十二号に掲げる情報を除く。)</u>」を削除させていただきます。</p>
<p>■ 2条3号と同条12号</p> <p>2条3号では、括弧書により12号の「専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号」が除かれているが、侵害関連通信に該当しないアカウント認証時のSMS電話番号については、2条3号の電話番号として開示の対象となるのか。また、契約者情報として保有されている電話番号がSMS認証に使用された場合の取扱いについてはどのようなになるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方3-5</p> <p>施行されている法令に定める定義を引用することは可能であると考えます。</p>
<p>意見3-5 第4号において議法を引用しているが、定義の引用元は閣法にすべき。</p> <p>質問 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」は、閣法でない。その定義を引用する理由は何か網羅的に答えて下さい。</p> <p>意見 定義の引用元は確報にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方3-6</p> <p>電子メールアドレスを構成するあらゆる符号が含まれます。</p>
<p>意見3-6 第4号中「利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号」の「その他の符号」に含まれるものは何か。</p> <p>質問 「利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号」の「その他の符号」に含まれるものは何か、網羅的に答えて下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方3-7</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成21年総務省令第85号）第2号に規定する通信方式を用いるもの（SMS電話番号）は、本施行規則第2条第12号により開示の</p>
<p>意見3-7 第4号に特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第二号に規定する通信方式を用いるものの追加が必要。</p> <p>第2 個別条文について</p> <p>1 規則案2条1項4号について</p> <p>規則案は、電子メールアドレスについて、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。」と限定している。</p> <p>しかし、同省令1号はSMTPという通信方式が指定されているものの、何の要件を満たせばSMTPかはRFC</p>	

<p>を見ても明確ではないうえ、プロバイダ等が保有しているのは登録情報としての電子メールアドレスであり、いかなる通信方法を用いているかは判断できない。同省令2号による通信もその対象に含むべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>対象となるものであり、第4号により開示の対象となるものではないことを明らかにするため、第4号においては、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。」こととしています。</p>
<p>意見3-8 第5号中「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス」には接続先 IP アドレスも含まれる点を明記すべき。</p>	<p>考え方3-8</p>
<p>経由プロバイダでは、発信者特定において、いわゆる接続先 IP アドレス情報が必要となる場合が多くありますが、接続先 IP アドレスも「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス」に該当し、開示請求が可能との理解で合うでしょうか。</p> <p>電気通信事業法第164条第2項第3号では、IPアドレスを「インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。」とされておりますが、接続先 IP アドレスも開示請求の対象に含めるとした場合、電気通信事業者以外の者が使用する IP アドレスが、第2条第1項第5号の対象であるか不明確のため、電気通信事業者以外の者が使用する IP アドレスについても第2条第1項第5号の対象である旨、施行規則にて明らかにしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>接続先 IP アドレスは、接続先が接続元かの違いはあるものの、「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」であることには変わらないことから、現行省令に定める「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」に含まれると解されます。この点は、本施行規則第2条第5号の「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス」についても同様と解されます。</p>
<p>意見3-9 第5号の「ポート番号」は誰が割り当てるのか。</p>	<p>考え方3-9</p>
<p>質問 「ポート番号」は「割り当てられる番号」と書いてある。誰が「割り当て」るのか、網羅的に答え下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行規則第2条第5号の「ポート番号」については、現行省令と同様の規定となっています。</p>
<p>意見3-10 第5号のポート番号の追加に賛成。</p>	<p>考え方3-10</p>
<p>今回の省令改正により、発信者の特定に資する情報として、「当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号」が追加されたことに対して賛成致します。</p> <p>また、今回の省令改正に伴い、コンテンツプロバイダが「組み合わせられたポート番号」を一定期間自発的に保有する動きが一層加速されるような施策や啓蒙活動が並行して実行されることを望みます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

【日本ネットワークイネイブラー株式会社】	
意見 3-11 第 6 号中の「ブラウザ」とは何か。	考え方 3-11
<p>質問 「ブラウザ」とは何か、網羅的に答えて下さい。</p> <p>意見 「ブラウザ」は曖昧だから、具体的に定義するか、具体的に定義できないならば規定すべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行規則第 2 条第 6 号の「ブラウザ」については、現行省令と同様の規定となっています。</p> <p>なお、ブラウザとは、インターネット上のウェブページを閲覧等するためのソフトウェアをいいます。</p>
意見 3-12 第 6 号中の「当該サービス」とは何か。	考え方 3-12
<p>質問 「インターネット接続サービス…当該サービス」の「当該サービス」とは何か。「サービス」という語はその前に出てきていない。</p> <p>意見 「当該サービス」は「当該インターネット接続サービス」に改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>当該サービスは、前出の「移動端末設備からのインターネット接続サービス」を意味しています。</p>
意見 3-13 第 9 号から第 12 号中の「専ら」の意味について明確化すべき。	考え方 3-13
<p>いずれも「専ら」との表現となっておりますが、当該表現をどのように捉えるのが適切か、明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>第 9 号から第 12 号に規定される IP アドレス等は、侵害関連通信以外の通信時にも利用されることが想定されますが、「専ら侵害関連通信に係る」に該当すると解釈されるでしょうか。</p> <p>例えば、第 11 号でいう SIM 識別番号については、侵害関連通信だけでなく、侵害情報の送信やこれらと無関係の一般の通信にもかかってくるため、「専ら」という表現を極端に解釈した場合に、第 11 号に該当するような情報は存在しないとの解釈になることを懸念します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>法第 5 条第 1 項において、特定発信者情報は「発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの」とされていることを受けて、本施行規則第 2 条第 9 号から第 13 号までの規定において「専ら侵害関連通信に係る」ものを規定しています。</p> <p>なお、発信者の氏名、住所等の契約者情報は、「専ら侵害関連通信に係る」ものではないため、特定発信者情報とはならないこととなります。</p>
<p>規則案第 2 条 9～11 号は、侵害関連通信に関して開示対象となる特定発信者情報を定めたものであるが、「専ら」という限定が付されている。</p> <p>侵害関連通信以外に想定されているものが何であるか不明であり、侵害関連通信でなければ開示対象にならないという枠組みである以上、かかる限定を付す必要があるか疑義がある。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p><意見の趣旨></p> <p>規則案 2 条 9 号から 12 号の文言より、「専ら」の文言を削除すべきである。</p> <p><意見の理由></p>	

<p>各号では、それぞれ「専ら」との文言が記載されているが、その意味が不明であり、実務の混乱を招くことが予想されるため、削除されるべきである。 仮に入れるのであれば、少なくとも、「専ら」の意味について、具体的な説明がなされるべきである。 【弁護士】</p>	
<p>意見3—14 第14号には個別の通信に係る情報が含まれるのか。</p>	<p>考え方3—14</p>
<p>■2条14号 括弧書で「(前各号に掲げる情報を除く。)」とされているが、「利用管理符号」にはIPアドレスなどの個別の通信に係る情報が含まれることになるのか。 【個人】</p>	<p>本施行規則第2条第14号には、「利用管理符号」に該当するものが含まれることとなり、一般にはIPアドレス等の個別の通信に係る情報は含まれないものと考えられます。このため、本施行規則案第2条第14号の「(前各号に定めるものを除く。)」を削除させていただきます。</p>
<p>意見3—15 第14号に規定される情報を明確にすべき。</p>	<p>考え方3—15</p>
<p>想定しているものは、いわゆる ICCID ではないかと思われるが、これを見ただけでは何を指すものか必ずしも分からないことから、条文解説やガイドラインでその旨を示すような対応をとっていただきたい。別の対象も想定しているようであれば、その旨も説明いただきたい。 【弁護士】</p>	<p>「開示関係役務提供者と当該開示関係役務提供者と電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供に関する協定又は契約を締結している他の開示関係役務提供者との間で、インターネット接続サービスの利用者又は当該利用者が使用する電気通信回線を識別するために用いられる」という要件を満たす CUI（Chargeable User Identity）や回線番号などの顧客管理番号等が本施行規則第2条第14号に該当するものと考えられます。</p>
<p>4. 施行規則案第3条</p>	

<p>意見4 侵害関連通信に紐づく発信者情報の開示を可能とすることが、通信の秘密との関係においては正当業務行為となることを明確化すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>権利侵害投稿そのものではなく、侵害関連通信に紐づく発信者情報の開示を可能とすることが、通信の秘密との関係においては正当業務行為と整理されることについて、総務省の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律一解説」において明記すべきであると考えます。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>5. 施行規則案第4条</p>	
<p>意見5-1 法第5条第1項第3号口の特定発信者情報以外の発信者情報として発信者の氏名若しくは名称又は住所のいずれか一方のみを有する場合を追加すべき。</p>	<p>考え方5-1</p>
<p>1 施行規則案4条について（法5条1項3号口関連）</p> <p>(1) 意見の要旨</p> <p>施行規則案4条に、「発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称」（施行規則案2条1号）、「発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所」（施行規則案2条2号）を加えたうえで、法の条項に合わせるため、その両方を保有している場合は除く、と定めるべき。</p> <p>(2) 該当箇所</p> <p>施行規則案4条「法第五条第一項第三号口の総務省令で定める特定発信者情報以外の発信者情報は、第二条第三号、第四号又は第八号に掲げる情報とする。」</p> <p>(3) 意見</p> <p>ア 前提として、法5条1項3号は、特定発信者情報の開示を要することについての補充的要件であるところ、同号口では、①「発信者の氏名及び住所」（同号口(1)）または②「他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報」（同号口(2)）以外の発信者情報であり、総務省令で定めるもののみであると認めるときと規定され、施行規則案4条で、電話番号（施行規則案2条3号）、電子メールアドレス（同条4号）、タイムスタンプ（同条8号）が定められています。</p> <p>これは、法5条1項3号イの要件を満たさない場合であっても、電話番号、電子メールアドレス、タイムスタンプのいずれかあるいはそれらの全てを保有しているだけであれば、発信者の特定が一般に困難であるため、ログイン情報等の特定発信者情報の開示を認めようとしたものであると考えられます。</p> <p>イ しかし、特に前記①との関係で見ますと、施行規則案4条では、プロバイダ（主にCP）が保有していても特定発信者情報の開示が認められる発信者情報として、電話番号、電子メールアドレス、タイムスタンプの3つしか定めていないため、例えば、プロバイダが発信者の氏名のみ保有している場合、あるいは発信者の住所のみ保有している場合、前記3つ以外の情報を保有していることになり、法5条1項3号口の要件を満たさ</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、本施行規則案第4条の「<u>第二条第三号、第四号又は第八号</u>」を、「<u>特定電気通信役務提供者が第二条第二号に掲げる情報を保有していない場合における同条第一号に掲げる情報、特定電気通信役務提供者が同号に掲げる情報を保有していない場合における同条第二号に掲げる情報、同条第三号に掲げる情報、同条第四号に掲げる情報又は同条第八号</u>」に修正します。</p>

ず、特定発信者情報の開示を受けられないのではないかと思います。

氏名または住所のいずれかをプロバイダが保有しているのであれば、そのどちらかが開示されれば発信者の特定ができるということを想定しているのかもしれませんが、氏名のみでは発信者の連絡先もわからず、損害賠償請求等は不可能ですし、住所のみがわかっても、職務上請求を利用して住民票を取得することができず、また、書面などの送り先の氏名がわからなければ郵便を送ることもできないため、いずれの場合でも発信者を特定できず、被害者救済を図ることができません。なお、発信者その他侵害情報の送信に係る者の「名称」（施行規則案2条1号）についても、それのみでは特定の法人等に絞り込むことができないことが多く、住所（所在地）情報が必要となるのが一般的です。

ましては、コンテンツプロバイダが運営するSNS上に氏名や住所が登録されていたとしても、アクセスプロバイダとの契約のように公的な身分証明書等で厳格に本人確認したものではないため、偽名等を用いることも容易であり、そもそも発信者の特定に資する情報ともいえないのが実態です。

もっとも、そのような場合に備え、法5条1項3号ハが定められており、そのような場合には同号ハに該当するため特定発信者情報の開示を受けることができると思われませんが、前記のとおり、発信者が特定できなかったと判明し、新たに法5条1項3号ハに基づいて開示を求めていく時点においては、ログイン情報等の特定発信者情報（特に「直近」の情報）がすでに消去されている可能性があり、仮に投稿直前のログイン情報等があったとしても、そのころにはアクセスプロバイダでの保存期間（3か月程度）を経過している可能性が極めて高く、技術上、特定不能という事態が生じることになります。間に合ったとしても、今回の法改正の目的の一つである手続きの迅速性を高め、手続きを簡略化させるという目的にそぐわない結果となります。

これでは、今回の法改正を行った意味がありません。

ウ したがいまして、施行規則案4条に、「発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名」（施行規則案2条1号）、「発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所」（施行規則案2条2号）を加えたうえで、法の条項に合わせるため、その両方を保有している場合は除く、と定めるべきであると考えます。

なお、前記①（法5条1項3号ロ(1)）に関し、法は、発信者の氏名『及び』住所と規定し、『又は』という規定ぶりではないことからすると、発信者の氏名と住所の両方を保有している場合を除く趣旨と思われるところ、その理由は、発信者の氏名と住所の両方を保有していれば、その両方の情報の開示を受けたうえで、当該発信者に書面等で通知する、あるいは住民票等による調査を行うなどして、発信者を特定することができ、損害賠償請求等の被害者救済が可能となるからであると思われま

【個人】

まず、規則4条について、法5条1項3号ロを受けて、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプを総務省令で定める情報として規定しており、これにより、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプ以外の

情報を有している場合には、特定発信者情報の開示を受けることができないこととなるが、特に、規則 2 条 1 号、2 号を含めなかったことにより、住所又は氏名（もしくは名称）のいずれか一方のみを有する場合には、特定発信者情報の開示が認められない帰結となってしまう。しかしながら、実名で SNS を利用しているが住所が不明な場合のように、氏名だけ分かっても発信者を特定できることにはならないことは十分に想定される。このような場合に当事者特定に重要な住所または氏名（もしくは名称）の開示が認められないとなると、規則案 4 条は、ログイン IP 等による発信者の特定手続きを骨抜きにするものになってしまうため、「氏名（名称）」又は「住所（所在地）」を有している場合もその対象となるよう規定を見直しされたい。

【個人】

1. 規則案 4 条で「第二条第三号、第四号又は第八号に掲げる情報」としているが、これでは、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプ以外の情報を有している場合には、特定発信者情報の開示を受けることができないこととなるが、特に、規則 2 条 1 号、2 号を含めなかったことにより、住所又は氏名のいずれか一方のみを有する場合には、特定発信者情報の開示が認められない帰結となってしまうため不適切である。同上は見直しが必須である。

【個人】

規則と法律をあわせ読むと、例えばコンテンツプロバイダが氏名の情報を有している場合（フェイスブックなど実名制の SNS など）、その他発信者情報について開示を求めることができないようにも解釈が可能に思われる。

この点疑義を挟まないようにして頂きたい。

【弁護士】

法第 5 条 1 項 3 号口に関して委任するものであるが、同号は「次に掲げる発信者情報外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき」となっている。そして、規則案第 4 条において定められるのは、要は、電話番号、電子メールアドレス、投稿時タイムスタンプである。

法第 5 条 1 項 3 号口は、「次に掲げる発信者情報外の発信者情報であって」、かつ、「総務省令で定めるもののみであると認めるとき」という読み方をするのであれば、①侵害情報の発信者の氏名及び住所、②侵害にかかる他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報（＝投稿時 IP アドレス）を保有しておらず、③電話番号、電子メールアドレス、投稿時タイムスタンプのみを保有する場合、という趣旨であるか。

なお、本来、法文の意見募集時に出すべき質問と思料されるものの、総務省令が明らかとなっていなかったことから、かかる質問ができなかったものであるため、ご回答願いたい。

<p>法第5条1項3号口(1)では、「侵害情報の発信者の氏名及び住所」とされているところ、上記解釈を採る場合、氏名、住所のいずれか片方のみを保有する場合に開示請求が認められないことになるのか。</p> <p>「又は」ではなく「及び」で繋がられていることから、いずれも保有していないことが想定されているとは思料されるものの、解釈上疑義が残り得る。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見5-2 「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみを第4条の対象とすべき。</p>	<p>考え方5-2</p>
<p>1 規則案4条で「第二条第三号、第四号又は第八号に掲げる情報」としている部分について、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみを対象とするよう規定を改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご指摘のように、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合には、第5条第1項第3号口(1)に該当し、同号口の要件を満たさないと考えられます。一方、考え方5-1のとおり、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名もしくは名称又は住所のいずれか一方を保有している場合にも法第5条第1項第3号口の要件を満たすよう本施行規則案第4条の規定を修正させていただきます。</p>
<p>規則案4条で「第二条第三号、第四号又は第八号に掲げる情報」としている部分について、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみを対象とするよう規定を改めるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>1 規則案4条で「第二条第三号、第四号又は第八号に掲げる情報」としている部分について、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみを対象とするよう規定を改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>規則案4条について</p> <p>法5条1項3号口を受け、電話番号、電子メールアドレス、タイムスタンプを総務省令で定める情報と規定することで、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプ以外の情報を有している場合には、特定発信者情報の開示を受けることができないこととなることと、規則2条1号、2号を含めなかったことにより、住所又は氏名のいずれか一方のみを有する場合には、特定発信者情報の開示が認められない帰結となっている。しかしながら、実名でSNSを利用しているが住所が不明な場合のように、氏名のみ判っても発信者を特定できることにはならない場合に不都合が想定される。規則案4条は、ログインIP等による発信者の特定手続を骨抜きにするものであり、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみがその対象となるよう規定を見直しされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>以下のとおり意見する。</p> <p>まず、規則4条について、法5条1項3号口を受けて、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプを総務省で定める情報と規定しており、これにより、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプ以外の情報を有している場合には、特定発信者情報の開示を受けることができないこととなるが、特に、規則2条1号、2号を</p>	

含めなかったことにより、住所又は氏名のいずれか一方のみを有する場合には、特定発信者情報の開示が認められない帰結となってしまう。しかしながら、実名で SNS を利用しているが住所が不明な場合のように、氏名だけ分かっても発信者を特定できることにはならないことが想定される。このように、規則案 4 条は、ログイン IP 等による発信者の特定手続きを骨抜きにするものであり、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみがその対象となるよう規定を見直しされたい。

【個人】

＜意見の趣旨＞

規則案 4 条で「第二条第三号、第四号又は第八号に掲げる情報」としている部分について、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみを対象とするよう規定を改めるべきである。

＜意見の理由＞

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）5 条 1 項 3 号ロでは、総務省令で定める情報のみしか有していない場合に、ログイン時 IP 等、特定発信者情報の開示を認める規定となっており、規則案 4 条は、法 5 条 1 項 3 号ロを受けて、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプを総務省で定める情報と規定している。

これにより、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプ以外の情報を有している場合には、特定発信者情報の開示を受けることができないこととなるが、特に、規則 2 条 1 号、2 号を含めなかったことにより、住所又は氏名のいずれか一方のみを有する場合には、特定発信者情報の開示が認められない帰結となってしまう。

しかしながら、例えば Twitter のようなログイン時 IP 等しか保有していない SNS の場合であっても、実名で利用していると思われるユーザーは多数おり、氏名だけ分かっても発信者を特定できることにはならない。

このような場合に発信者情報開示を求めるには一度氏名等の発信者情報開示請求をして、氏名のみの開示を受けて、開示された情報では発信者の特定が不可能であるとして法 5 条 1 項 3 号ハによる特定発信者嬢王の開示を請求しなければならないことになるが、そのような手続きは明らかに迂遠であり、現在の実務でもこのような 2 度手間はとられておらず、改正前より後退している。

現状の規則案 4 条は、ログイン IP 等による発信者の特定手続きを骨抜きにするものであり、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみがその対象となるよう規定を見直しされたい。

なお、法 15 条 1 項は、法 5 条 1 項 3 号を引用しており、ここでも、開示を認める範囲が不当に制限される内容となっており、この点からも規則案 4 条は見直しされるべきである。

【弁護士】

まず、規則 4 条について、法 5 条 1 項 3 号ロを受けて、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプを総務

<p>省で定める情報と規定しており、これにより、電話番号、メールアドレス、タイムスタンプ以外の情報を有している場合には、特定発信者情報の開示を受けることができないこととなるが、特に、規則 2 条 1 号、2 号を含めなかったことにより、住所又は氏名のいずれか一方のみを有する場合には、特定発信者情報の開示が認められない帰結となってしまっている。しかしながら、実名で SNS を利用しているが住所が不明な場合のように、氏名だけ分かっても発信者を特定できることにはならないことが想定される。このように、規則案 4 条は、ログイン IP 等による発信者の特定手続きを骨抜きにするものであり、「氏名及び住所」又は「名称及び所在地」を有している場合のみがその対象となるよう規定を見直しされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 5-3 ログイン時 IP アドレスのみからの発信者情報開示請求を困難にする。</p> <p>規則案 4 条は、現状では可能であるログイン IP のみから一度で発信者情報開示を求めることを困難にするものです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 5-3</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>6. 施行規則案第5条</p>	
<p>意見 6-1 侵害関連通信に係る情報の開示について通信の秘密にも十分配慮すべき。</p> <p>侵害関連通信については、侵害情報の発信そのものから時間的にも離れるなど、侵害行為との関連性が希薄な場合も多いと考えられるため、定義規定やその後の運用において、通信の秘密にも十分配慮することが必要と思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>考え方 6-1</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 6-2 本施行規則案 5 条各号に該当する通信が複数ある場合いずれも開示すべきか。</p> <p>「直近」という定義について、1～4 号各号に該当する IP アドレスが複数存在するとき、プロバイダはいずれも開示するという理解でよいか。</p> <p>また、「直近」とは、侵害情報の送信時期との時間的接着性を要求する趣旨なのか（例えば、ログイン情報が 1 つだけ存在する場合、数年前のものであれば時間的接着性が満たされず、対象外となるということか）、それとも、ある号に該当する情報が複数ある場合、その複数の情報の中で、侵害情報の発信と最も近いものを出せばよいという趣旨か（例えば、ログイン情報が複数あり、直近のログイン情報 1 つのみ対象となるのか）、確認をさせていただきたい。</p> <p>「直近」の範囲について、より具体的な解釈をガイドラインなどで明示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>考え方 6-2</p> <p>本施行規則案第 5 条各号の要件を満たす通信が各号ごとに複数存在する場合は、そのうち「侵害情報の送信の直近に行われたもの」が侵害関連通信に該当します。</p> <p>また、「直近」とは、特定電気通信役務提供者が通信記録を保有している通信のうち、例えば、侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信等が該当し、当該通信記録が一定期間より前のものであることだけ</p>

	<p>を以て一律に直近性が否定されるものではありません。</p> <p>こうした点などを明らかにするため、「送信の直近に行われたもの」を「送信と相当の関連性を有するもの」に修正します。</p>
<p>意見 6-3 「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という要件を削除すべき。</p>	<p>考え方 6-3</p>
<p>2 規則案 5 条から「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言を抹消すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>法第 5 条第 3 項に規定されるように、「侵害関連通信」は当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であることが求められます。</p>
<p>規則案 5 条から「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言を抹消すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>開示対象や対象件数については、「権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであることから、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付すことが適当である」、「開示の対象とすべきログイン時情報等の範囲については、発信者の特定に必要な最小限度のものに限定することが適当である」とした「発信者開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」の趣旨を踏まえ判断されるべきものと考えます。</p>
<p>2 規則案 5 条から「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言を抹消すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>開示対象や対象件数については、「権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであることから、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付すことが適当である」、「開示の対象とすべきログイン時情報等の範囲については、発信者の特定に必要な最小限度のものに限定することが適当である」とした「発信者開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」の趣旨を踏まえ判断されるべきものと考えます。</p>
<p>次に、規則案 5 条について、開示対象を直近のみに限定している。しかし、現行の実務では直近かに限らず相当な範囲でのログイン時 IP の開示が認められており、インターネットにおける被害救済を現行より後退させるものであって不当である。また、現行の実務では、複数のログイン時 IP が同一であることが、ログインした者が発信者であるという立証に用いられており、1 つの IP アドレスのみに限定することは、発信者とログインした者の同一性の立証手段を制限するものである。したがって、「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言は抹消されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>なお、本施行規則第 5 条柱書につ</p>
<p><意見の趣旨></p> <p>規則案 5 条から「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言を抹消すべきである。</p> <p><意見の理由></p> <p>規則案 5 条は、ログイン IP 等に係る通信の要件を定めているが、「それぞれ同項に規定する侵害情報の送</p>	

信の直近に行われたものとする。」と直近のみに限定している。

しかし、現行の実務では直近かに限らず相当な範囲でのログイン時 IP の開示が認められており、省令の規定は、現行の実務で認められる範囲よりも、ログイン時 IP 等が開示される範囲を制限して規定するものである。これは、インターネットにおける被害救済を後退させるものであって不当である。

また、現行の実務では、複数のログイン時 IP が同一であることが、ログインした者が発信者であるという立証に用いられており、1つの IP アドレスのみに限定することは、発信者とログインした者の同一性の立証手段を制限するものである。

もともと、不必要な範囲のログイン時 IP 等については必要性の要件を満たさないものであるから、このような制限は不要である。

したがって、「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言は抹消されるべきである。

【弁護士】

次に、規則案5条について、開示対象を直近のみに限定している。しかし、現行の実務では直近かどうかに限らず相当な範囲でのログイン時 IP の開示が認められており、規則案5条の規定の仕方は、インターネットにおける被害救済を現行より後退させるものであって不当である。また、現行の実務では、複数の異なる時点におけるログイン時 IP が同一であることが、ログインした者が発信者であるという立証に用いられており、直近の1つの IP アドレスのみに限定することは、発信者とログインした者の同一性の立証手段を制限するものである。したがって、「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言は抹消されるべきである。

【個人】

規則案5条について

開示対象を「直近」のみに限定しているが、現行実務では直近に限定せず相当な範囲でのログイン時 IP の開示が認められており、インターネットにおける被害救済を現行より後退させるものであって不当である。また、現行実務では、複数のログイン時 IP が同一であることが、ログインした者が発信者であるという立証に用いられており、1つの IP アドレスのみに限定することは、発信者とログインした者の同一性の立証手段を不当に制限するものである。したがって、「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言は抹消されるべきである。

【個人】

いては、考え方6-2のとおり、「送信の直近に行われたもの」を「送信と相当の関連性を有するもの」に修正します。

<p>次に、規則案5条について、開示対象を直近のみに限定している。しかし、現行の実務では直近かに限らず相当な範囲でのログイン時 IP の開示が認められており、インターネットにおける被害救済を現行より後退させるものであって不当である。また、現行の実務では、複数のログイン時 IP が同一であることが、ログインした者が発信者であるという立証に用いられており、1つの IP アドレスのみに限定することは、発信者とログインした者の同一性の立証手段を制限するものである。したがって、「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言は抹消されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>2. 規則案5条から「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直近に行われたものとする。」という文言は抹消されるべきである。このままの規定内容では、発信者とログインした物の同一性の立証手段が制限されてしまうという結果を招くからである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>次に、ログイン情報の開示範囲について、合理性を全く欠いた意図の了解が困難な開示範囲の限定が行なわれている。そもそもログアウト情報やアカウント削除時の通信を開示範囲としながら投稿前のログイン情報に限り投稿後のログイン情報の開示を認めない合理的理由が明らかでない。また、「直近」という文言も曖昧で争点化する恐れがある。アカウント開設時や、アカウント閉鎖時の情報まで開示できるというなら「直近」は「近接」という程度の表現にすべきである。加えて、そもそも時間的な近接性だけが開示範囲の評価対象となっている点は極めて合理性を欠く。被害者の権利救済の要請と発信者の匿名表現や通信の秘密、あるいは人違いの恐れ回避の利益の衡量において問題となるのは時間的な近接性だけではない。固定 IP であるか動的 IP であるか、アカウントの投稿内容、SNS のセキュリティの高さなど枚挙にいとまのない要素が問題となる以上、時間的な近接性というファクターだけに着目するのは著しくバランス感覚を欠いている。そもそも適切な開示範囲を限定列挙するのは不可能で、包括条項を設けるほか被害者救済の道は存在しない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 6-4 時間的な近接性がないログイン等作成通信の侵害関連通信該当性</p>	<p>考え方 6-4</p>
<p>2. 侵害情報の送信の前に行われたログイン等作成通信が存在する場合であっても、時間的な近接性がなく「直近」には当たらない場合には、施行規則案5条各号の侵害関連通信に該当しないという理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行規則第5条柱書については、考え方6-2のとおり、「送信の直近に行われたもの」を「送信と相当の関連性を有するもの」に修正します。</p> <p>「侵害情報の送信と相当の関連性</p>

	を有するもの」という要件を満たす通信のみが、侵害関連通信に該当することとなります。
意見 6-5 侵害情報の送信の直前に行われた1つのログイン等作成通信のみが対象となるのか。	考え方 6-5
<p>1. 「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信の直前に行われたもの」とありますが、例えばログイン等作成通信を例にすると、侵害情報の送信の直前に行われた1つのログイン等作成通信のみが対象となり、それ以前のログイン等作成通信は対象にならないという理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>法第5条第3項に規定されるように、「侵害関連通信」は当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であることが求められます。これは、「発信者開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」における「開示を可能とする情報が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の限定を付すことが考えられる」「開示の対象とすべきログイン時情報等の範囲については、発信者の特定に必要な最小限度のものに限定することが適当である」という考え方を踏まえたものとなります。</p>
意見 6-6 「直近」要件の時間的な範囲と対象件数、要件、債務者への送達日を基準とする請求の可否	考え方 6-6
<p>「直近」について、時間的な範囲および対象件数についておうかがいたします。</p> <p>●（時間的範囲）</p> <p>侵害情報通信時から1年前の「ログイン等作成通信」であっても、複数の「ログイン等作成通信」の中で侵害情報通信時に最も近接していれば法律施行規則案第5条第2号に該当するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>●（対象件数）</p>	<p>「直近」の時間的な範囲については考え方6-2でお示ししたとおりです。</p> <p>法第5条第3項に規定されるように、「侵害関連通信」は当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範</p>

<p>異なるアクセスプロバイダのサービスを利用した「ログイン等作成通信」が複数存在する場合においては、侵害情報通信時に最も近接した「ログイン等作成通信」1つ（したがって、対象となるアクセスプロバイダは最も近接した「ログイン等作成通信」から特定されたアクセスプロバイダ1社（以下「X社」といいます））のみが法律施行規則案第5条第2号に該当するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その後、X社に発信者情報開示請求を行ったが、X社が発信者情報を保有していないことが判明した場合であっても、二番目に近接した「ログイン等作成通信」は法律施行規則案第5条第2号に該当せず特定発信者情報開示請求の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>囲内であることが求められます。開示対象や対象件数については、「開示を可能とする情報が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の限定を付すことが考えられる」「開示の対象とすべきログイン時情報等の範囲については、発信者の特定に必要最小限度のものに限定することが適当である」とした「発信者開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」の趣旨を踏まえ判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、このような考え方については、各号の侵害関連通信の類型によって異なるものではありません。</p>
<p>3. 時間的近接性の考え方は、各号の侵害関連通信の類型によって異なるものではないという理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>4. 公表裁判例の中には、たとえば、次のような請求が認められているものがあります。施行規則案では、侵害情報の送信との時間的近接性が求められることから、債務者への送達日を基準とする請求は認められないという理解でよいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件アカウントの使用者が、自身のアカウントにログインした年月日、時刻及びアイ・ピー・アドレスのうち、本決定が債務者に送達された日の正午（日本標準時）時点で、最も新しいログインに関するもの（東京地方裁判所令和2年（ヨ）第3224号） ・投稿記事を投稿した者の使用する本件各アカウントについてログインした際のIPアドレスのうち、仮処分決定が債務者に送達された日から遡って3か月以内の債務者が保有するもの全て（ただし、投稿記事が投稿された直前のログイン時以降のものに限る。）（東京地方裁判所令和元年（ヨ）第2559号） ・本件アカウントについて、決定が債務者に送達された日から遡って直近300回分のログインに関する年月日、時刻及びIPアドレス（ただし、当該情報が入手可能であるものに限る。）（東京地方裁判所平成26年（ヨ）第2119号） <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見6-7 ボットからのアクセスがある場合にも経由プロバイダからのアクセスが開示対象になるようにすべきである。</p>	<p>考え方6-7</p>
<p>第5条で侵害情報の直近に行なわれたものという規定があるが、たとえばツイッターなどログイン型のSNSにおいて、接続プロバイダ経由アクセスの跡にボットによるアクセスがあり、接続プロバイダのアクセスが「直近」にならない場合がある。このような場合にも接続プロバイダによるアクセスの開示の必要はあ</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご質問のケースにおいて、発</p>

<p>るので、必要に鑑み規則内容を変えて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>信者が接続プロバイダ経由で SNS 等にアクセスした際の通信で、侵害関連通信に該当する通信がある場合には、当該通信に係る情報が開示の対象になります。</p>
<p>意見 6-8 「侵害情報の送信の直近に行われたもの」という要件の解釈を示すべき。</p>	<p>考え方 6-8</p>
<p>「侵害情報の送信の直近」の規定については、第 1 号～第 4 号ごとでも、サービスの態様によってもいろいろな類型が考えられることから、事例などをもとに逐条解説などで詳細が示されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、考え方 6-2 のとおり、本施行規則案第 5 条柱書の「送信の直近に行われたもの」を「送信と相当の関連性を有するもの」に修正します。</p>
<p>「直近に行われたもの」の時間的近接性の考え方について、定量的な条件を省令上明確に定義できないとしても、特に訴外での請求時に各事業者においてその時間的近接性を判断するにあたり有用であることから、ある程度の指針を総務省の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律一解説一」において示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>さらに、同条では「侵害情報の送信の直近に行われたもの」という限定が付されています。しかし、直前に残っているログが数年前のものである場合であっても、直近という解釈が成立し得るようにも思われますが、「投稿時から〇カ月を超えるものは直近とは言えない」といったある程度の具体的な指針を総務省の法律解説などで示していただきたく考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	
<p>意見 6-9 裁判例を踏まえて開示対象を広げるべき。</p>	<p>考え方 6-9</p>
<p>いわゆるログイン型投稿につき、開示対象となる侵害関連通信の要件を定めるものであるが、2 号の「当該侵害情報の送信より前」と柱書きの「送信の直近」を併せ読むと、送信の直前のログインにかかる通信が開示対象と定めたものと思料される。</p> <p>しかし、かかる内容だと、いわゆるソーシャルログインが行われている場合、当該通信から発信者を特定することはできない。</p> <p>規則案 5 条では、アカウントクリエイト通信やログアウト通信等も開示対象となり、発信者を特定でき得る場合が増えてはいるが、AP においてアカウントクリエイト通信にかかるログが時間的な問題で保存されているのか疑義が残り、ログアウト通信はそもそも記録がされていないことが多い関係上、2 号にかかるものが主たる道筋になるものと想定される。</p> <p>現状、東京高判 H30. 6. 13 は、「侵害情報そのものの送信の後に割り当てられた IP アドレスから把握される</p>	<p>裁判例を踏まえ、本施行規則案第 5 条第 2 号の「当該侵害情報の送信より前に」及び第 3 号の「当該侵害情報の送信より後に」を削除させていただきます。</p>

<p>発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば、その開示は不当ではない」として、直前、直近とは関係がない通信にかかる発信者情報の開示が肯定されていることに鑑みれば、これを踏まえて開示対象を広げるべきではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 6-10 第1号の通信に該当する通信とは具体的にどの通信か。</p>	<p>考え方 6-10</p>
<p>1号は、一般的には「アカウント作成」を意味していると解している。もっとも「アカウント作成」に関するIPアドレスとは具体的にどの通信におけるIPアドレスを指すのか明示いただきたい。</p> <p>例えば、WEB形式のアカウント登録手続きで、登録作業が複数ページにまたがる場合、すべてのページでの送信行為のIPアドレスが対象になるのか。</p> <p>また、初期登録の際に申し込みメール送信などの作業が発生した場合、申し込みメール送信行為のIPアドレスも対象になるのか。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>個別のサービスにおけるアカウント作成の手順を踏まえ本施行規則第5条第1号に規定される「侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用に先立って当該特定電気通信役務の利用に係る契約（特定電気通信を行うことの許諾をその内容に含むものに限る。）を申し込むために」という要件を満たす通信を判断することになります。</p>
<p>1. アカウント作成時に、いくつも画面を遷移する場合、最後に「アカウントを作成」というボタンを押したときの通信が対象になるという理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>2. アカウントの作成にあたり、いったんEメールに仮登録連絡が来たあと、その仮登録リンクを踏むと本登録がされる場合には、どの通信が対象になるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 6-11 法人ユーザーが、サービスの利用契約をオンラインで締結した後、法人ユーザーがライセンスの範囲内で個別のアカウントを発行する場合、どちらが開示対象となるのか。</p>	<p>考え方 6-11</p>
<p>3. 法人ユーザーが、サービスの利用契約をオンラインで締結した後（ア）、法人ユーザーがライセンスの範囲内で個別のアカウントを発行する場合（イ）、アとイのどちらの通信が対象になるのでしょうか。法令の文言は契約の申込みなので、アでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別のサービスの仕様ごとに本施行規則第5条第1号に規定される「侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用に先立って当該特定電気通信役務の利用に係る契約（特定電気通信を行うことの許諾をその内容に含むものに限る。）を申し込むために当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじ</p>

	<p>め定められた当該契約の申込みのための手順に従って行った、又は当該発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受けるために当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った」という要件を満たす通信を判断することになります。</p> <p>なお、ご質問の事例においても個別のアカウント発行時に上記の通信に該当するものが観念できる場合には、個別のアカウント発行時の通信が本施行規則第5条第1号に該当することになります。</p>
<p>意見6-12 二段階認証の場合の開示対象</p>	<p>考え方6-12</p>
<p>二段階認証が設定されている場合（たとえば、ログイン後、Eメールに二段階認証のパスワードが届いてさらなるログインが必要となる場合）には、どの時点での通信が対象になるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別のサービスの仕様ごとに本施行規則第5条第2号に規定される「侵害情報の発信者が前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にするために当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態にするための手順に従って行った、又は当該発信者が当該契約をした者であることの確認を受けるために当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った」という要件を</p>

	満たす通信を判断することになります。
意見 6-13 法人ユーザのシステム管理者が特定のアカウントについて強制ログアウトを実施した場合の侵害関連通信該当性	考え方 6-13
<p>法人ユーザーが、ライセンスの範囲内で個別のアカウントを保有している場合に、法人ユーザーのシステム管理者が、特定のアカウントについて強制ログアウトを実施した場合には、その強制ログアウトを行った管理者の通信は対象に含まれるでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別のサービスの仕様ごとに本施行規則第5条第3号に規定される「侵害情報の発信者が前号の特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するために当該特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するための手順に従って行った」という要件を満たす通信を判断することになります。</p> <p>なお、法第5条第3項、本施行規則第5条において「発信者が」「行った」「その他の符号の電気通信による送信」であることが要件とされており、侵害関連通信に該当するには当該要件を満たすことが必要になります。</p>
意見 6-14 Eメールでカスタマーサポートに対して送ったアカウント削除に関する要請の侵害関連通信該当性	考え方 6-14
<p>1. アカウントの削除はカスタマーサポートに対して連絡して行うことが定められているサービスにおいて、Eメールでアカウント削除を要請する場合には、そうしたEメールの送信が対象になるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別のサービスの仕様ごとに本施行規則第5条第4号に規定される「第一号の契約をした侵害情報の発信者が当該契約を終了させるために当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約を終了させるため</p>

	<p>の手順に従って行った」という要件を満たす通信を判断することになります。</p>
<p>意見 6-15 法人ユーザが利用契約を維持しつつ個別アカウントを削除した場合の侵害関連通信該当性</p>	<p>考え方 6-15</p>
<p>2. 法人ユーザーが、サービスの利用契約をオンラインで締結した後、法人ユーザーがライセンスの範囲内で個別のアカウントを発行した後に、個別アカウントのユーザーが侵害情報を投稿し、その後法人ユーザーが、利用契約は維持しつつ、当該アカウントを削除した場合には、アカウントの削除通信は、契約の終了のための通信ではないので、開示対象にならないという理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別のサービスの仕様ごとに本施行規則第5条第4号に規定される「侵害情報の発信者が当該契約を終了させるために当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約を終了させるための手順に従って行った」という要件を満たす通信を判断することになります。</p> <p>なお、ご質問の事例においても、個別のアカウント削除時に上記の通信に該当するものが観念できる場合には、個別のアカウント削除時の通信が本施行規則第5条第4号に該当することになります。</p>
<p>意見 6-16 アクセスプロバイダに送られてくるログがどの類型に該当するのか不明となることが予想され、実務が定着するまで関係者間の継続議論が必要。</p>	<p>考え方 6-16</p>
<p>施行規則案の第5条1号乃至4号について、「侵害関連通信」の定義が、いわゆるアカウント等作成、ログイン等、ログアウト、アカウント削除の4種の通信行為ごとになされたと理解しています。</p> <p>この点、従前の実務では、SNS事業者が請求者に対して開示し、請求者がアクセスプロバイダに証拠として送付してくるログリストを見ても、各ログがこれらの4種のうちのどの通信行為のものであるかアクセスプロバイダにおいて判別ができないというのが実態です。</p> <p>つまり、SNS事業者からアクセスプロバイダに提示されるログの中には、この4種の通信行為以外のもの（例：投稿記事の閲覧のみのためのログイン通信に係るもの）も含まれる可能性があります、アクセスプ</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>ロバイダがログを見ても、この定義に当てはまるのかを判別することができず、また、SNS 事業者が記録していない場合または記録していたとしても記録内容をアクセスプロバイダに開示しない場合、4つのうちどれに該当するのか選別できないと思われます。</p> <p>この第5条1号乃至4号がうまく実運用できるのかが分からないのが正直なところで、実務が定着するまでは関係者間での継続議論が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	
<p>意見6-17 ログイン通信とアカウント通信について開示の優先関係を追加すべき。</p>	<p>考え方6-17</p>
<p>4. もともと「直近」であることが求められる趣旨は、侵害情報の送信との時間的な近接性を要件とするものだとして理解していますが、そうであれば、ログイン通信（アカウントの作成通信よりも必ず後になる）について情報開示が認められる場合には、加えて、アカウントの作成に関する通信の開示は不要ではないでしょうか。要件として優先関係を加えた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>アカウントを取得する際の通信に係る情報についても、ログイン時の通信に係る情報（ログイン時情報）と同様に、発信者の特定に当たって有用かつ必要な情報であると考えられることから、法第5条第1項第3号の補充的な要件及び権利侵害投稿との関連性の観点から開示の対象とすべき範囲について発信者の特定に必要な最小限のものに限定することとした上で、開示の対象とすることが適当であると考えます。</p>
<p>意見6-18 アカウント作成時の通信（第1号）、アカウント削除時の通信（第4号）を対象とするのは他の侵害関連通信では発信者が特定できない場合に限定すべき。</p>	<p>考え方6-18</p>
<p>アカウント作成時の通信（第1号）、アカウント削除時の通信（第4号）が発信者特定に有効な可能性がある自体は否定しません。一方で、これらの通信は他の侵害関連通信よりも時間的に侵害行為から離れるなど、侵害行為との関連がより希薄であるため、他の侵害関連通信では発信者が特定できない場合に、はじめて法第5条第3項の「侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内」とされるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>「発信者開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」において「ログイン時の通信以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することが可能な情報として、電話番号等によるSMS認証を行った際の通信に係る情報や、アカウントを取得する際の通信に係る情報等が存在す</p>

	<p>る。これらの情報についても、ログイン時の通信に係る情報（ログイン時情報）と同様に、発信者の特定に当たって有用かつ必要な情報であると考えられる」とされたことを踏まえて施行規則案第5条各号において侵害関連通信に該当する情報を規定していることから、原案を維持させていただきます。</p>
<p>意見6—19 第1号（アカウント作成時情報）及び第4号（アカウント削除時情報）を削除すべき。</p>	<p>考え方6—19</p>
<p>本施行規則案第5条において、「侵害関連情報」として以下の各号が規定されていますが、侵害情報の送信はログインしてからログアウトするまでの間に行われます。</p> <p>第1号（アカウント作成時情報） 第2号（ログイン時情報） 第3号（ログアウト時情報） 第4号（アカウント削除時情報）</p> <p>このため、アカウントを作成してからログインするまでの間及びログアウトしてからアカウントを削除するまでの間に侵害情報の送信が行われないことに鑑みると、上記第1号及び第4号については規定せずとも、適切な対応が可能ではないかと考えます。</p> <p>また、侵害関連情報としての項目が増えるとコンテンツプロバイダやアクセスプロバイダでの対応も増加しますので、円滑に運用するためにも過度に項目を増やさないことが望ましいと考えます。</p> <p>したがって、侵害情報の送信の確認に影響しない第1号（アカウント作成時情報）及び第4号（アカウント削除時情報）を削除し、第2号（ログイン時情報）及び第3号（ログアウト時情報）のみを規定するよう見直ししていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「発信者開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」において「ログイン時の通信以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することが可能な情報として、電話番号等によるSMS認証を行った際の通信に係る情報や、アカウントを取得する際の通信に係る情報等が存在する。これらの情報についても、ログイン時の通信に係る情報（ログイン時情報）と同様に、発信者の特定に当たって有用かつ必要な情報であると考えられる」とされたことを踏まえて施行規則案第5条各号において侵害関連通信に該当する情報を規定していることから、原案を維持させていただきます。</p>
<p>意見6—20 投稿削除時の通信についても対象とすべき。</p>	<p>考え方6—20</p>

<p>法改正後、アカウント削除時の IP については開示請求を行なうことができるようになるが（規則案5条4号）、ツイッターのツイート削除時の IP では開示請求が規則案上認められていないが、整合性が無いので後者についても開示ができるように改められたい。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見6—21 「個々の発信」についての記録が保持されるべき</p>	<p>考え方6—21</p>
<p>>5条 これらについてであるが、ちゃんと「個々の発信」（※1）についての情報記録が行われた上での追加的な情報として扱うようにされたい。</p> <p>「個々の発信」についての記録が保持されておくべきであるが、それは絶対的に必要十分条件となるものである。それは確実にされたい。（反対する者は工学者でも法律家でも完全に誤りを犯しているものになる。（なお、総務省はこの事について誤魔化すのをいい加減に止められたい。貴省が不適切な姿勢でいると世の中が乱れるのである。不適切な振る舞いは慎まれたい。）</p> <p>※1 SNS等への書き込みについての、1書き込み（1レコード作成・1処理トランザクション発生のような処理及び記録発生があるであろう。）の様な単位を基本的想定として述べる。（なお、1書き込みを1発信とする場合、自明にその各々の1書き込みごとの発信者情報の取得を行わなければ法律要件が満たされないとはならずであるが、総務省及びその御用学者などがその当然の解釈を裏切った解釈をしている事については遺憾である。）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見6—22 現状の開示範囲を狭める。</p>	<p>考え方6—22</p>
<p>5条は、現状開示されている範囲を狭めるものです。いずれも現在では認められていることができなくなるもので、被害救済が遠のく内容です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本法改正は、現行法で開示対象とされている権利侵害投稿を行った際のIPアドレス等に加えて、発信者の特定に必要な場合には、ログイン時等の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行うものであり、改正法及び本施行規則は、現行法令の開示範囲を限定するものではありません。</p>
<p>7. 施行規則案第6条</p>	

意見 7-1 第 1 項第 1 号の電子メールを提供の手段とする場合セキュリティの確保をすべき。	考え方 7-1
<p>>6 条 1 項 1 号</p> <p>要約：</p> <p>電子メールを手段として利用するようになるのであれば、総務省は、国内の電気通信事業者による電子メールの送信及び受信についてセキュリティが保護された形での送信及び受信がなされるようにしてからにされたい。</p> <p>内容：</p> <p>電子メールの利用については、貴省（総務省）が電気通信及び電気通信事業者の管理・監督について懈怠の事態を発生させ、各電気通信事業者が電子メール役務においてのインターネット上の他事業者との電子メールのやりとりにおいて TLS でのメール保護（SMTPoverTLS や STARTTLS）を行えるようにする事を必須的としていないので（個人情報保護法、サイバーセキュリティ基本法、及びそれらを踏まえた上での電気通信事業法に反する事になるはずであるが、監督省庁としての自覚が無いにも程がある。貴省のせいでマイナポータル myna.go.jp や防衛省 mod.go.jp や各地方公共団体との電子メールのやり取りにおいて電子メールがその通信経路において保護されないようになっているのである。これは 100%確実に貴省のせいである。貴省が日本のサイバーセキュリティを問題ある状況に置いているのである。反省してすぐさま法令解釈の提示と指導を行うか、部署まるごと職を辞すかされたい。問題ある電気通信及び電気通信事業者の管理・監督によって日本の足を引っ張る事の無いようにされたい。）、この手段を取るのは残念ながら現状安全性の観点から反対である。（暗号化が無い場合、内容は常にばくろ的な状態での通信になるはずであるが、当然に各所での盗聴・改竄に弱いので、手段として認める事ができない。）</p> <p>電気通信事業者に、電子メールについて、インターネット上の他事業者との間で送信・受信が TLS で保護（SMTPoverTLS や STARTTLS）されるようにしてから、その体制が確立してから、電子メールを送信する方法を可能とするようにされたい。</p> <p>現状では、貴省（総務省）の事務懈怠によって電子メールを手段として用いる事は不適切となる状態にある（他の法令関係事務・行政事務においてもであるが。）。まず用いる方法について、確実性・安全性のあるものとされたい（これは合理的な指摘であるはずである。行政機関であれば重んじられたい。）（また、加えて言うと、行政関係事務においての電子メールの利用を活発化させていく方針なのであれば、必ず確実性・安全性のあるものとされたい。貴省（電気通信以外にも行政管理を行う省であるが。）の監督により、国内でやり取りされるほとんどの電子メールについて TLS での保護が行えるようになるのであるから（電気通信事業者による電子メール役務において TLS での保護が行われての扱いとなるのであるから。）、そのようにし、国民がより安</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>全に行政関係事務においての電子メールの利用を行えるようにされたい。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 7-2 第 1 項 1 号及び第 2 号について「誰が誰に」送信又は交付するか規定すべき。</p>	<p>考え方 7-2</p>
<p>規則第 6 条に関し、 質問 第 1 項の規律密度が、第 1 号及び第 2 号と第 3 号とで異なる理由はなぜか、網羅的に答えて下さい。 意見 第 1 号及び第 2 号において、「誰が誰に」送信又は交付するか、規定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本施行規則第 6 条第 1 項各号においては、必要な内容を必要な範囲で規定しています。</p> <p>同項第 1 号及び第 2 号は提供命令を受けた開示関係役務提供者が申立人又は提供先の開示関係役務提供者に対して送信又は交付するもので、この点は明らかであることから規定は不要と考えます。</p>
<p>意見 7-3 提供方式について受領側に配慮した規定が必要</p>	<p>考え方 7-3</p>
<p>提供命令の履行たる発信者情報の提供の方法については、提供を受ける側が対応できなければ意味がないことから、仮に施行規則に規定する方法で提供すれば命令を履行したことになるという性質のものであれば、提供方式について受領側に配慮した規定が必要と思います。</p> <p>例えば「磁気ディスク」としてフロッピーディスクが送付されてきても現実的には読み取りが困難ですし、社外から外部記憶媒体が送付されてくること自体、対応が困難な会社もあります。(さらにいえば、関与する開示関係役務提供者は電気通信事業者と限らないうえ、個人の場合もありえます。)</p> <p>一方で、第 3 号のようにダウンロード方式を想定する場面では、安全な受渡し手段として当事者間で合意できる方法であれば、「自ら設置した」のようにサーバの設置主体などを限定する必要もないように思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 7-4 第 1 項第 3 号の「開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機」とは具体的に何を指すのか。</p>	<p>考え方 7-4</p>
<p>「開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機」とは具体的に何を指すのか。例えば、他者が運営するファイルストレージなどのクラウドサービスを契約して、当該サービス上で提供を行うことは対象に含まれるか。それとも、「自ら設置した電子計算機」の記載の通り、開示関係役務提供者自らサーバを用意し独自で開発・設置したファイルストレージアプリケーションによる提供行為に限定されるのか。</p> <p>前者の提供方式が含まれるのであれば、「電磁的記録の保管や送信を代行する電気通信事業者と契約を結び、当該電気通信事業者が開示関係役務提供者の指示に従って交付する方法」などの表現を追加したほうが適切で</p>	<p>開示関係役務提供者が自らサーバを用意した場合、「開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機」に該当しますが、他者が運営するファイルストレージなどのクラウドサービスを契約して、当該サービス上で提</p>

<p>はないか。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>供を行う場合は、「開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機」に該当しないこととなります。</p>
<p>8. その他</p>	
<p>意見 8-1 「開示関係役務提供者」の実質的な解釈</p>	<p>考え方 8-1</p>
<p>法律施行規則案第 6 条および第 7 条は提供命令を受けた開示関係役務提供者について、申立人への提供方法と所定の情報を保有していない旨を通知する場合の規定と理解しております。本規定は、「他の開示関係役務提供者」がいる場合を想定されていると考えます。そこで、「開示関係役務提供者」の実質的な解釈についておうかがいいたします。電気通信事業者ではない、ネットカフェ、ホテル、マンション等のように、電気通信回線や端末機器を他人の通信の用に供する者も「開示関係役務提供者」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また企業などの法人のように、電気通信回線や端末機器を自社の業務のために自社の従業員に使用させている者は「開示関係役務提供者」に含まれないという理解でよろしいでしょうか。仮に後者は含まれないということであれば、含まれるか否かを判断する基準をおうかがいできますでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本施行規則における「開示関係役務提供者」とは、法第 2 条第 7 号に定める「開示関係役務提供者」と同様です。</p>
<p>意見 8-2 施行前に権利侵害が生じた事案についても本施行規則案が適用されることを明記すべき。</p>	<p>考え方 8-2</p>
<p>3 本規則の適用について、本規則施行前に権利侵害が生じた事案にも適用されることを明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>改正法及び本施行規則の施行後における本施行規則の適用関係は、改正後の法に従うこととなります。</p>
<p>3 本規則の適用について、本規則施行前に権利侵害が生じた事案にも適用されることを明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>2 規則施行前の適用関係について</p> <p>(1) 該当箇所</p> <p>施行規則の附則に、省令施行前に生じた権利侵害権利侵害投稿に関する発信者情報についても改正施行規則が適用されることを明記すべき。</p> <p>(2) 意見</p> <p>2020年8月31日の省令改正により発信者情報について電話番号が追加されましたが、その際にも、当時の省令改正前の権利侵害投稿に対して、改正後省令の遡及適用の問題であるのか否か、遡及適用の問題であるとして遡及適用を認めるべきか否かという紛争が生じ、肯定否定両方の高等裁判所の裁判例が存在す</p>	

る状況で、実務上混乱をきたしています。遡及適用の問題とし、遡及適用を否定した裁判例は、法令に遡及適用されることが明記されていないことをその理由としています。

そのため、今回の法改正、省令改正についても、法令に明記されなければ同様の紛争が生じてしまうと思われますが、このような無用な紛争は回避すべきです。

したがって、施行規則案に、省令施行前に生じた権利侵害投稿に関する発信者情報についても改正施行規則が適用されることを明記すべきです。

【個人】

法及び省令施行前に行われた権利侵害に関しても、法及び省令が適用されるかが不透明である。

遡及適用の問題として、施行前の権利侵害投稿については法及び省令を適用できないとなれば、被害者の迅速な救済という法の目的がしばらくの間実現ができないことになりかねない。実務上も、かかる論点が争われることによって、審理が無駄に長引く可能性も否定できない。

したがって、附則において、省令施行前に生じた権利侵害投稿についても改正規則が適用されることを明記すべきである。

【弁護士】

また、本規則について、施行後の権利侵害のみかかることとした場合、施行前の事案、特に施行直前の事案と施行直後の事案とで取り扱いが大きく変わることになるが、実務の混乱を招くことともなり妥当ではない。明文がない場合に規則の適用が遡及するか否かに関しては争いがあり、これに関し訴訟となっているケースもあるが、そのような紛争が生じること自体が無駄であり、施行前の権利侵害に適用されることを明文で規定すべきである。

【個人】

また、本規則について、施行後の権利侵害のみかかることとした場合、施行前の事案、特に施行直前の事案と施行直後の事案とで取り扱いが大きく変わることになるが、実務の混乱を招くことともなり妥当ではない。明文がない場合に規則の適用が遡及するか否かに関しては争いがあり、これに関し訴訟となっているケースもあるが、そのような紛争が生じること自体が無駄であり、施行前の権利侵害に適用されることを明文で規定すべきである。

【弁護士】

<意見の趣旨>

本規則の適用について、本規則施行前に権利侵害が生じた事案にも適用されることを明記すべきである。

<意見の理由>

本規則について、施行後の権利侵害のみかかることとした場合、施行前の事案、特に施行直前の事案と施

<p>行直後の事案とで取り扱いが大きく変わることになるが、実務の混乱を招くことともなり妥当ではない。</p> <p>明文がない場合に、施行前の侵害事案について、改正前の規則の適用が適用されるのか、改正後の規則が適用されるのかに関しては争いがあり、これに関し、令和3ねん改正規則との関係で訴訟となっているケースが複数あるが、そのような紛争が生じること自体が無駄であり、遡及適用されることを明文で規定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>また、本規則について、施行後の権利侵害のみ対象となることとした場合、施行前の事案、特に施行直前の事案と施行直後の事案とで取り扱いが大きく変わることになるが、実務の混乱を招くことともなり妥当ではない。明文がない場合に規則の適用が遡及するか否かに関しては争いがあり、これに関し訴訟となっているケースもあるが、そのような紛争が生じること自体が無駄であり、施行前の権利侵害に適用されることを明文で規定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>本規則の適用範囲について</p> <p>施行後の権利侵害にのみ適用するとした場合、施行前の事案、特に施行直前の事案と施行直後の事案とで取扱いが大きく変わることになるが、実務上の混乱を招くことともなり妥当でない。迅速かつ適正な開示が必要であることは施行前後で異ならないと言える一方、明文なき場合に規則の適用が遡及するか否かに関して訴訟等の無用の紛争を招くことのないようにする必要があり、施行前の権利侵害にも適用される旨を明文で規定すべきである。</p> <p>全体として</p> <p>発信者開示請求の範囲を従前より限定することにならないよう、少なくとも上記の修正がなされるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>また、本規則について、施行後の権利侵害のみかかることとした場合、施行前の事案、特に施行直前の事案と施行直後の事案とで取り扱いが大きく変わることになるが、実務の混乱を招くことともなり妥当ではない。明文がない場合に規則の適用が遡及するか否かに関しては争いがあり、これに関し訴訟となっているケースもあるが、そのような紛争が生じること自体が無駄であり、施行前の権利侵害に適用されることを明文で規定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 8-3 改正前の実務で開示が認められる範囲よりも開示の範囲が限定されており、同法案提出理由と相いれず、附帯決議にも反している。</p>	<p>考え方 8-3</p>

第1 全体について

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の法案提出理由としては、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る」とされているが、改正案は、改正前の実務で開示が認められる範囲よりも開示の範囲が限定されており、同法案提出理由と相いれず、衆議院における付帯決議においても、「インターネット技術の革新が速く、誹謗中傷・人権侵害の態様が今後変化することが予想されることから、変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除制度の不断の見直しを行うこと」とされているところ、法改正直近であるにもかかわらず、省令の内容は上述のような問題があり、上記付帯決議にも反している。

【個人】

発信者開示請求の範囲を従前より限定すべきではないこと

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の法案提出理由としては、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る」とされているが、改正前よりも開示が困難となる状況を招来することは、同法案提出理由と相いれず、衆議院における付帯決議においても、「インターネット技術の革新が速く、誹謗中傷・人権侵害の態様が今後変化することが予想されることから、変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除制度の不断の見直しを行うこと」とされているところ、法改正直近であるにもかかわらず、省令の内容は上述のような問題があり、上記付帯決議にも反している。

については、少なくとも改正前における運用、裁判実務より、その請求の範囲を限定することのないよう求める次第である。

【弁護士】

今回の規則案では、裁判例における開示傾向など近時の実務状況を踏まえるとかえって開示範囲が狭くなる。このような改正が被害者救済の名の下に行なわれるのは遺憾という他ない。そもそも致命的なのはコンテンツプロバイダ（CP）とインターネットサービスプロバイダ（ISP）から開示を受けられる情報の範囲に傾斜がつけられていない点である。CPからは網羅的なアクセスログの開示を認める裁判例（東京地裁民事47部令和4年1月20日判決・令和3(ワ)5668）も存在する。この裁判例で問題にされたのはそもそも開示される情報がアクセスログに止まるCPと、氏名住所など匿名表現の自由の核心への侵襲を伴うISPからの開示の段階で開示情報の範囲に明確に傾斜がついていない合理的な理由が明らかでない点である。加えて手元にアクセスログがないCPに対する開示請求において被害者側に個々の通信の開示の必要性・許容性について立

本法改正は、現行法で開示対象とされている権利侵害投稿を行った際のIPアドレス等に加えて、発信者の特定に必要な場合には、ログイン時等の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行うものであり、改正法及び本施行規則案は、現行法令の開示範囲を限定するものではなく、改正法の付帯決議に反するものでもありません。

<p>証する材料が何ら存在しない。したがって、細かな要件を定めて開示情報の限定を行ってもCPから開示されるべき情報が当該要件に当たることを立証することは困難である。よって、CPからは網羅的な情報開示を認めなければ発信者の特定は事実上不可能となりかねない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 8-4 改正法の実務運用に向けて、引き続き関係者間で意見交換できる場を設定すべき。</p>	<p>考え方 8-4</p>
<p>今回のプロバイダ責任制限法の改正にあたっては、改正議論の段階から、多くの利害関係者や有識者の意見を丁寧に取り入れて進めてきたと承知しており、感謝申し上げますとともに、今後も、技術の進歩等により、実務の運用も変更することが予想されますので、引き続き、関係者間で意見を述べて省令やガイドラインなどへの反映ができるような場を設定いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>